

近世中末期辺地農村と

土地移動をめぐる諸問題

——特に豊後国東地方の一例——

後藤重己

一、はじめに

国東半島の文化史的研究は、研究史的にも、また量的にも決して少なくはない。

しかし、半島内に所在する大小さまざまな村落の社会経済史的研究は、二豊庄园史研究^①の分野から、古代末・中世史の舞台のみに限定され、それもまた特定地域のみに限定された感が深い。

その理由は、各村落史に係る文献的史料の制約に主として起因するとも考えられる。

陸の孤島の地理条件の中で、比較的かんまんな変質をとげたと考えられる国東半島内の近世期村落の姿をとらえることは、一面では、それに先行する中世村落の特質を捉えることと無関係ではない。

以下は、国東半島先端部国見町向田地区の江戸期商人橋本屋重光氏の、土地集積に係る史料の分析と、その分析への若干の考察である。

紙数が制約されているため、極めて巨視的分析と考察に終始するが、個別の問題点については、稿を改めて論ずることにして、先ず江戸期国東半島内の小規模村落の一面を見ることにする。

「寄生地主の発生と発展」の問題として課題を提起するにしても関係史料をより多く収集し、より緻密な考察が要求されるようだが、この問題の核心にふれ得なかったことも、今後更にこの関係史料の収集、分析活動に期待をいだかせるものである。

二、国東の地形と村落

21 国東半島は、九州の東北部に位置する旧火山半島である。

近世中末期辺地農村と土地移移動をめぐる諸問題

俗に「国東二十八谷」^②と呼称される谷々は、半島中央部に位置する両子山から、西・北・東方に放射状にのびる山稜によって形成されている。古代から中世にかけて、六郷すなわち、伊美・国東・武蔵・安岐・来縄・田染の六郷は、この半島のほぼ全域を占めていたことになる。

国東半島は、それを地理学的に見る時、西北部と東南部とでは、いちじるしい相異点を見いだすことができる。

すなわち、半島東南部の海岸線は、隆起性の砂地に恵まれた海岸であるに反し、先端部から西北部の海岸は、顕著な沈降リアス式海岸の景観を示す。

中央部の両子山から放射状に流れる幾条かの小河川は、その中流域から河口部にかけて、極めて小規模の沖積平地を形成し、特にその河口部には、「浦」とよばれる小村落の主邑部が形成されている。

このように、半島東北部・西北部では、リアス式海岸としての地形に属するため、これら河川の河口部は、極めて典型的な「浦辺式集落」の形態をとり、一方東南部では、小規模ながら展開的な沖積平地が点在している。

交通面から見ると、両子山系から三方の海岸に向って流下する河川に沿って、放射状の道路が発達し、この道路に対して、直角位に海岸部を周行する環状道路があり、両者のほぼ交叉点に、各谷々の村落の主邑部が立地する。^③

中世期の史料によると、国東郡の田積総数は、一、六三八町と見え、このうち、特に海岸部に位置する浦辺部は、守江浦三町・榊来浦十五町・竹田津二十町・岐部浦十五町など、その田積は概して小規模であった。

しかし、こうした小規模村落にも、岐部氏・榊来氏・富来氏や、伊美寄合衆・竹田津寄合衆などと呼ばれる在地系武士、又は浦辺村落に集散する一群の武士の名を見る。^⑤

特に南北朝内乱期以後、彼らはこの地の利を利用して、大いに活躍していたらしい。

近世期には、これらの浦辺村落のうち、安岐浦・古市浦・今在家浦・田深浦・来浦・小熊毛浦・木部浦・伊美浦・竹田津浦は、「十浦」と呼ばれて重要港湾であった。^⑥

元和元年（一六一五）六月調製の、「国東郡之内御蔵納給人家人方牛馬御帳」によると、国東以北・榊来以南（地図参照）の村方明細は次のごとくであった。

村名	家屋敷数	男女数	牛馬数
富来浦	五八	一三六	二二三

浦手富来	三一	一〇〇	四
富来	一四一	二八五	五四
堅来	五四	五一	
深江	四八	六七	一二
浦手来浦	四二	七二	一二
来浦	二六六	四九三	八五
向田	四四	五六	一二

以上の数字から、半島内当地区村落の規模がほぼ察せられよう。

以下考察を加えようとする史料を所蔵した橋本屋重光氏の商宅は、これら浦辺村落の一つ、向田浦に営まれた。

元和元年の調査によると、当村の村高は、二七二石二斗六升二合七夕で、四四軒の家数のうち、本百姓・小百姓本家一一軒、残り三三軒は、名子・隠居・牛屋その他となっている。

男女数合計五六人中、一人が本百姓・小百姓・名子二人、と見え、男数は三三人、女数二三人であった。

この村に、重光氏が、橋本屋と呼ぶ商家を営んだのは、史料によると、天明年間（一七八一〜一七八八）であった。すなわち、同家に所蔵する『重光家家譜』によると、

「天明九百年從御上様揚酒株并茶札被仰付売買仕候事」と見える。

揚酒商いに営業が始まるらしいが、杵築藩では、天明期に株改めを行っているので、このことを指しているものと考えられる。^⑩

橋本屋重光家では、代々「伝蔵」の字を用いており、橋本屋初代と伝える伝蔵栄則の墓碑銘には、

「諱栄則字伝蔵自高祖重光氏嫡系 発起於橋本屋」と見え、古式の剛壮な墓碑を設けている。^⑪

重光氏の、栄基以前に関しては、明確な史料を、管見の範囲では欠いているが、他氏との血縁関係等から見て、中世期にその系譜の始まりを求められそうである。

三、史料について

近世中末期辺地農村と土地移移動をめぐる諸問題

収集した一括史料を一覧すると、天明三年に始まり、大正期に及ぶ、土地売買関係史料金銭貸借関係史料、営業関係史料（主として請取状・送り状）を始め、講関係（明治）史料・書状など三〇〇〇点に及ぶ量を持つ。

このうち、江戸期史料で、年代の明確な史料は、土地関係・金銭貸借史料が主たるものであり、ここでは、本稿の目的にそって、この二者に主眼を置いて眺めることにする。

以下煩わしいが本稿で主として使用する関係史料を一覧することにする。

四、史料の形式について

一、身上能百姓は田地を買取弥宣成、身体不成者は田畑令沽却猶々身不可之間、向後田畑売買可為停止事、という条令は、寛永二十年（一六四三）三月、幕府より発せられたいわゆる「田畑永代売買禁止令」である。^⑬

この法令の発せられた当初、法令違背者には、
売主牢舎之上追放、本人死候時子同罪、買手過怠牢、本人死候時子同罪、證人過怠牢、
と言う厳しいものであった。

しかし寛永二十年から百年を経た延享元年に至ると、この罰則は若干軽減されて、
売候者、当人過料、加判之名主役儀取上、買候者永代売田畑取上
に変更された。^⑭

この軽減の理由については、真意は明らかではない。

元来所持之田畑に放れ申度ものは無之候得共、年貢等致不納無抛儀に而御停止を致忘却たる事に候^⑮
と言う表現から察して、違背者続出の現状を勘案しなければならなかったのであろうか。

ともあれ、田畑永代売買禁止令に基づいて百姓所持の田畑は、永代売を禁止されたけれども、田地の質入、年季売は認められていた。

この場合は、質地證文通法によって、質地證文の端書、内容には、表現上の規制があり、この規制に反した場合は、永代売買と目されることになっていた。

以下、永代売、年季売、借用状の例文を示すことにする。

イ 永代売文書の形式

永代證文之事

一下々畑 三畝拾八歩 高一斗八合

一山 見面 四畝程添

メ代七十文正錢 三百目也

右者借用御座候付当申十二月右

永代ニ壳渡申候処実正也然ル上者

末々ニ至迄年季共ト申間鋪候

依而為後日手形如件

地主向田

長助^印

立合同村

伊助^印

天保七申十二月日

弁指

只輔^印

山ノ口

茂助^印

庄屋

忠三郎^印

買主 はし本屋

伝 藏 殿

25
ロ 年季売證文の形式

近世中末期辺地農村と土地移移動をめぐる諸問題

年季證文之事

一中 田 七畝廿步半 高壺石三合二夕

一下々田 二畝五步 高壺斗七合

畝メ 壺反半歩 元種子米 取遣なし

代 七十文錢 三百五拾目

右者借用御座候付当酉三月^左

来ル末三月迄仲年季拾年季ニ相極メ

売渡申処実正也然上者年明

候ハハ元錢相立請返可申候依而

為後日證文如件

売主

三代助^印

立合

友右衛門^印

嘉永二年酉三月日

弁差

幸右衛門^印

同断

唯右衛門^印

庄屋

吉岡忠三郎^印

買主

伝蔵殿

八、借用證文の形式

借用證文之事^⑬

地主 栗本喜三兵衛[㊦]

借用主

同人母

おはる[㊦]

一、七十文正錢二百七匁

此引当辰新田式畝拾歩

高式斗壹升三合三夕

右者此度請返錢書面之通以御口入

儲ニ借用仕候処実正明白や然ル上ハ

三ヶ月壹歩宛加利足年々御作米

元利無滞御勘定可仕候万一壹ヶ年ニモ

不埒ニ相成候節ハ右引当之地所

其時之役人方急度売立無相違

御返済可致候依而役人證文如件

大熊毛村請人

清蔵[㊦]

天保十四卯年四月

同村弁差

近世中末期辺地農村と土地移移動をめぐる諸問題

二郎[㊦]

同村同役

弥右衛門[㊦]

同村庄屋

亀井武左衛門[㊦]

銀主御口入人橋本屋

伝蔵殿

「證文端書にハ質地と認め、文書の内を受戻すべき儀も年季等もなき不埒なる請文之事」¹⁹による

是は実ハ永代売なれども、停止のことゆへ證文計り質地の様に紛らかす為認めたる儀と聞ゆ、至極不埒なる證文に付、吟味ノ上双方とも永代売同様の処分を申付ることなり

という規定は、年季売、田畑引当（抵当）金子借用等に際して、田地永代売買禁止を令した寛永二十年の法を、證文端書のみで、悪用破法することを禁ずるものであったが、右に例文を示した史料の本文中には、永代売に關しては、「永代に売渡し候」、年季売では、「仲拾年季に」、更に借用證文でも、「請返すべき」との文言を用いて、いわゆる「證文通法」に抵触しない表現と形式をとっている。

先に引用した延享元年の法令によると、

田畑永代売買隠地いたし候もの御仕置之事

一、田畑永代ニ売候もの所持、家財不及關所死候時ハ子同罪

右永代売ハ従前々御停止ニ候、是ハ容易田畑売払せ分申様ニとの御事と相見候、百姓差詰り候得者、田畑質地ニ差入、流地ニいたし申事ニ候、元來所持之田畑ニ放れ申度ものは無之候得共、年貢等致不納、無規儀ニ而御停止を致忘却たる事ニ候、然者向後所払ニハ不及、過料に可申付事願

同二ヶ条目

一、同買候もの、過料、死候時ハ子同罪

但、永代売之田畑者取上

第一表

年	代	種別	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
天明	三・六	年	忠作	伝蔵	下々畑	一・〇・一一半	三・一・一・五	六三〇目	川内池成
天明	四・三	借	利作	〃	下々畑	三・〇・九	九・九・五	二五〇	利・年一割
天明	四・一二	借	丈右エ門	〃	下々畑	三・〇・〇	〃	三五〇	〃
寛政	三・三	借	惣平	〃	下々畑	三・〇・〇	〃	六〇〇	なや・あらし山添
寛政	四・三	永	又右エ門	〃	下々畑	〃	〃	一〇〇	ミサミ
文化	一〇・六	借	小左エ門	〃	請藪	〃	〃	四貫目	月利一步半、 加判川口ヤ
文化	八・二	永	善兵衛	橋本屋	下々畑	一・二・〇	九・六・〇	〃	小松山添
文化	八・二	永	〃	〃	下々畑	六・〇・六	一・八・六	六〇〇計	小河内池下
文化	九・四	年	新兵衛	伝蔵	上田	一・二・〇	一・八・〇	二貫目	同所
文政	四・三	年	〃	〃	上田	二・〇・〇	三・〇・〇	二貫五〇〇	浜田 一〇ヶ年季
文政	四・三	借	三郎右エ門	〃	請藪	二・〇・一	〃	一〇〇	〃
〃	八・三	永	伝右エ門	〃	下々畑	一・二・五	五・五	一七〇	牛込入口
〃	一〇・三	永	弥右エ門	〃	下々畑	三・一七	一・七・五	三〇〇	転売
〃	一三・一	借	栄右エ門	卯右エ門	下々畑	〃	〃	一〇両五〇〇×三	伝蔵借用
〃	一三・一	借	伝蔵	真海寺	下々畑	〃	〃	〃	〃

「右買候ものハ売放し候ものとハ違ひ、無榎と申品無之候間、田畑者取上可申事ニ候、其上之過料ニハ及間敷哉之事」
 と見え、寛永二十年三月の禁止令は、事実上はその法令の規制力を失なつたことになる。
 しかし、本稿では、法制史の問題に視点を置くものではないので、むしろそうした規制力の遅緩状態の中で、重光氏が、如何に田畑の集積を行なつて行つたかを見ることにする。

年代	種別	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
天保二・三	年借	熊七	伝蔵	中畑	三・二〇半	二・二・〇	二〇〇	伝蔵借用
三・一〇	借	伝蔵	真戒寺				二〇兩	伝蔵・築港に関する
五・九	永	長助	伝蔵	下々畑	三・一八	一・〇・八	三〇〇	口上
七・二二	永		蔵	山	四・〇・〇			添地
八・三	永	重蔵		下々畑	五・〇・〇	二・七・〇	五〇〇	宮ノ向
八・三	年	栄吉		下々畑	三・〇・二	九・九	二〇〇	おくぼ山恵ヶ平
九・四	永借	惣平		下々田	五・二・〇	五・四・〇	四〇〇	内名切なや
九・二	永	喜三兵衛		下々畑	二・〇・〇	六・〇	一〇〇	明見の上、替地条件アリ
九・一	年	鉄助		中畑	一・五	六・五	一八〇	北はたけ
一・三	永	忠助		中畑	一・五	六・五	一八五	〃
一・三	永	忠助		上畑	一・二・八	一・一・五・六	四二五	中ばた
一・三	永	金平		新田	一・四・〇・二	一・一・五・六	二貫目	伝蔵願書
一・七	借	喜三兵衛	伝蔵	下田	四・〇・〇	三・六・〇	一〇〇	辰新田引当
一・三	永	伊助		下畑	二・〇・〇	六・〇	三三〇	宮ノ向 荒畑
一・三	永	長吉		中畑	三・〇・〇	三・三・〇	四〇〇	内名切
一・三	年	重助		下畑	五・〇・半	三・四・五	四〇〇	
一・四	永			中畑	二・〇・〇	八・一・三	二〇七	
一・四	借	喜三兵衛		下畑	二・〇・半	二・五	二〇〇	川志り
一・五	永	伊助		下畑	二・〇・半			

近世中末期辺地農村と土地移動をめぐる諸問題

年代	種別	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
弘化三・三	永年	金平	伝蔵	下々畑	二・一・八	七・五	二二三	寺山添
三・三	永年	幸助	伝蔵	上々畑	二・〇・一	一・八・三	七七〇	川久保
三・三	永年	勝助	〃	上々畑	四・二・九	三・九・七・三 <small>タ</small>	三六三	竹藪そえ
三・三	永年	善助	〃	下々畑	三・二・六	一・一・六・五・九 <small>タ</small>	三四〇	宮ノ内
四・三	永年	宗兵衛	〃	下々畑	八・〇・〇	二・四・〇	二四〇	辰新田請返状
四・三	永年	喜三兵衛	〃	下々畑	二・〇・〇	一・八・〇	三三〇	引当 新田四・一〇歩
一・二	借年	喜三兵衛	〃	下畑	三・〇・一	二・二・五	一四〇	
一・七	借年	彦平	〃	下畑	三・一・三	五・三	三五〇	
一・九	永年	勝次郎	〃	下畑	一・二・三	五・三	三二〇	浜ノ上
二・三	永年	三代助	〃	中畑	七・二・一	一〇〇・三・七 <small>タ</small>	三五〇	
二・四	永年	徳蔵	〃	無畝	二・〇・九	二・七	二〇〇	北本多なや、 道路の条件アリ
三・三	永年	五人組	〃	山田	一・〇・〇	一・三・〇	四六	堂ノ向共有地
三・四	永年	長助	〃	中田	一・〇・〇	一・三・〇	二七七	北浜
三・四	永年	長助	〃	中田	一・〇・〇	一・三・〇	四〇〇	〃
三・一	借年	六右エ門	〃	下々畑	二・〇・七	六・七	一兩一步	なや、引当
四・三	永年	徳蔵	〃	下々畑	一・二・一	六・七	五〇〇	なや
四・三	永年	弁助	〃	中田	五・二・三	一・一・二・五 <small>タ</small>	三〇〇	内名切
四・三	永年	六右エ門	〃	中田	計九・一・一	七・四・九・七 <small>タ</small>	一〇兩	内夕切
四・三	永年	六右エ門	〃	中田	二・二・三	三・五・九・七 <small>タ</small>		

年	種目	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
嘉永 四・四	永	常光寺	伝蔵	下々田	一・〇・〇			宮ノ前 一一三号
六・三	年	才助	〃	中畑	五・二・〇			
四・一	永	仙太郎	〃	上畑	五・一・二	九・一・三・三 夕	五七五	砂原、山付
五・三	永	伊兵衛	〃	中田	一・〇・〇	一・四・〇	三三三	北ハタ
五・三	年	勝次郎	〃	上々畑	一・〇・〇	九・〇	三二〇	屋敷元
五・三	永	寿三郎	〃	下々畑	三・〇・〇	九・〇	九六八	小河内
五・三	年	喜三兵衛	〃	無敵	八・〇・〇		四両	水利の件
五・三	永	金平	〃	下々畑	一・五		三両	
六・一	永	六右エ門	〃	林山	一反一〇〇	二・一・〇	二九七目	なや
六・三	永	弁助	〃	下々畑	七・〇・〇	一・七・五	五朱七厘	宮山
六・三	年	宇右エ門	芳右エ門	下々畑	三・一・七		四両	清吉ノ芳右エ門ノ伝蔵
六・三	永	清吉	伝蔵	松山	三・〇・〇	九・〇	四両	
六・三	年	道太郎	〃	下々畑	五・〇・〇		四両	
六・三	永	由右エ門	〃	下田	五・〇・〇		四一三	小河内
六・三	無年	春吉	〃	下々畑	三・〇・〇		五七〇	
七・三	永	仲右エ門	〃	中畑	三・二・〇		二朱	
七・三	永	孫兵衛	〃	下畑	四・〇・四		一歩	
〃	永	芳右エ門	〃	中山	一・〇・六			

近世中末期辺地農村と土地移動をめぐる諸問題

年	代	種別	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
〃	〃	永	伴右エ門	〃	中畑	四・二〇	二・八	三兩	
六・三	六・三	永	久助	〃	中田	七・一四	四・四・八	二七〇	
〃	〃	永	清吉	伝蔵	中田	三・〇六	四・一・六	四兩	北浜割地
六・一	六・一	借	大熊毛吉	〃	山の件	五・二一	八・五・七・五夕		えひた
〃	〃	永	仲右エ門	〃	ヤシキ畑	二〇			引当
五・三	五・三	永	儀三郎	〃	上々山	四・〇〇	一八〇	一八〇	納屋
〃	〃	永	伴右エ門	〃	中田	三・二三	一〇〇	一〇〇	川尻四坪添
〃	〃	永	儀三郎	〃	上々山	八・〇〇	八五	八五	納屋
〃	〃	永	壽三郎	〃	中山	三反一〇〇	三〇	三〇	鳥越
〃	〃	年	文右エ門	〃	中山	一・二六	二七	二七	
〃	〃	永	金平	〃	中畑	七・〇四	五兩	五兩	水元おえ
〃	〃	永	儀三郎	〃	中田	七・二三	三〇〇	三〇〇	加丁約定
安政	二・三	覚	金平	〃	中田	三・〇〇			
〃	二・三	永	儀三郎	〃	無畝	一・〇〇	一兩二歩	一兩二歩	
〃	七・七	永	篤右エ門	〃	下山	六・〇〇	六〇	六〇	中ノ迫
〃	七・七	永	国太郎	〃	下山	五・〇〇	五〇	五〇	本の迫
〃	七・三(四)	無年	嘉蔵	〃	下田	三・〇〇	二〇〇	二〇〇	森の前
〃	七・三	永	文兵衛	〃	無畝畑	一枚			加丁にて作り度し
〃	七・三	永	喜平	〃	下々畑	七・〇三		八兩	小河内
〃	七・三	永	喜平	〃	下々畑	一・〇〇		二歩	鳥越

年代	種別	借主又は売主	貸主又は買主	地目	面積	高	代価	備考
〃 三・四	永	庄之助	〃	中田	一・〇〇	一・三・〇	七三五	堂本
元治 一・三	永	達助	〃	上々畑	一・〇〇	九・〇	六兩	浜ノ上
〃 一・三	年	光右エ門	〃	下々畑	二・〇〇	六・〇	六兩	計二斗八升九畝二〇歩
〃 二・五	借	茂十	〃	下々畑	六・一〇	一斗九〇	七〇〇	
〃 二・三	借	吉岡	〃	下々畑	二・〇六	六・六・六五	六三二	
慶応 二・三	借	吉岡	〃	下々畑	二・三半	二・三・五	六三二	引当あり
〃 二・六	借	平太郎	〃	下々畑	一・三・〇〇	三・〇四	三五兩	添書アリ
〃 二・三	年	国助	〃	中田	二・〇〇	七・〇・二	三兩	引当
〃 三・三	年	通太郎	伝蔵	上々畑	五・一二	一・八・〇	一〇兩	屋敷
〃 三・三	年	庄吉	〃	上畑	二・〇〇	一・八・〇	一二兩	
〃 四・三	年	吉平	〃	上畑	六・一二	五・一・三・三	五七五	
〃 四・三	年	吉平	〃	上々畑	一・一・一五半	一・三・六・五	六〇兩	一二兩一步 七島田共

以下前表Iに基づいて、その注目すべき点について考察することにする。

橋本屋伝蔵あての年季売の史料の初見は、寛政四年、惣平の下々畑三畝九歩である。

その後は、文化年間初期・文政期初年・天保期初年にそれぞれ見えないのみで、他時期には、ほぼ毎年一〜三件づつ見られ、嘉永期に入ると若干増加し、同四年・五年・六年には七件にのぼり、安政期に落ち、同六年・七年に、各々三・五件となる。

この永代売に対し、年季売は、ほぼ均等に一・二例づつ見られ、嘉永六・七年にそれぞれ三・二例、慶応三年に四例と集中する。田地引当てによる伝蔵からの金銭借用は、年季売とほぼ同様の例数を見るが、永代・年季売の比較的多例が見える嘉永期。安政期には、ほとんど見えないのは奇異である。

天明期から、江戸末期にかけて、橋本屋の関与する田畑・山野の移動に係る史料は、永代売買関係六七件・年季売買関係二七件・金銭貸借関

近世中末期辺地農村と土地移動をめぐる諸問題

係十五件となる。^②

当期間を通じて、橋本屋の買得した田地を年代別に表示すると次のごとくである。

第二表

年代	田	田畑引分明	畑	其他	支出目
寛政 四年	反畝歩		反畝歩	反畝歩	嘉永 七年 九百〇 一〇〇
" 九		〇〇、三	三、〇九	一、〇、〇〇	安政 二 一〇〇、三
" 十	一、二〇		六、〇六	一、〇、〇〇	" 三 三、二三
文化 八				四、〇〇	" 四 三、一九
文化 八					" 五 〇二、〇〇
文政 八					" 六 〇二、〇〇
文政 十三					" 七 三、一九
天保 七				〇〇、〇〇	万延 一 〇一、一〇
" 八					文久 一 一、〇〇
" 九	六、〇五				" 二 〇〇、一
" 十	七、四、一	〇〇、三			元治 一 二、〇九
" 十一					計
" 十四					七、八、〇三反
" 十五					一、〇、一〇反
弘化 三					一、一、五、一五町反
嘉永 一		〇〇、一			一、〇、〇、〇〇反
" 二					
" 三					
" 四					
" 五					
" 六					
" 七					
" 八					
" 九					
" 十					
" 十一					
" 十二					
" 十三					
" 十四					
" 十五					
嘉永 一					
" 二					
" 三					
" 四					
" 五					
" 六					
" 七					
" 八					
" 九					
" 十					
" 十一					
" 十二					
" 十三					
" 十四					
" 十五					
寛政 四年					

季年			代永			
他其	畑	田	他其	畑	田	
	7			2		上上
	3	2		2	1	上
	4	6		2	13	中
	5				1	下
	7	1		23	4	下々
	1	(1)		1	3	その他

第四表

近世中末期辺地農村と土地移移動をめぐる諸問題

季年		代永		
畑	田	畑	田	
1		1	3	↑ 1
3		4	10	↓ 2
5	2	9	1	↓ 3
4	3	4	3	↓ 4
2		3		↓ 5
1	2	3	4	↓ 6
4		1		↓ 7
3	1	4	1	↓ 8
		1		↓ 9
2		1	1	↓ 10

第三表

右の表で明らかごとく、永代・年季売買の対象となった田畑は、ともにその面積規模はきわめて小さく、例えば永代売田では二畝未満十三件で、全体の六〇％に近く、畑では、三畝未満十四件で四五％を定めている。こうした零細規模田畑は、更にその品位から見た場合にも問題がある。上々・上・中・下・下々と五段階に分けるれる田畑をこれも一応整理の中間段階で概数を表示すると次表のごとくである。^②

永年買の田地の集計は、田七反八畝三步、畑一町一反五畝一五歩、山林其他一町八反となるが、證文明細但書に田地面積の記載ないものは、添地（後述）として添渡されたものも相当面積あるので、この数字は、最下限の表示数となろう。若干の年月を要したにしろ、こうして伝蔵手元（橋本屋）に集積された田畑等の面積の規模はいかがであったらうか。当史料の整理段階で集計した数値は、次表のごとくである。^②

右の表に見るごとく、売買対象となった田畑は、中田畑以下が圧倒的に多例を占め、永代田では、約六〇%、永田畑では七五%を占めている。一方、年季売では上品位・下品位ほぼ均等に売買されている。

売買対象になった田地の地目の中で、畑地が圧倒的に多例を占めることは、「畑地性の国東」の特質を如実に示しているが、永代売田畑との間に、対象田畑の品位に若干の差位が見られることは、いかなる理由があるのであろうか。

「富民の田地は実りよく、細民の田地は実り悪く出て候、富民は……鋤鍬の類念を入れ所持仕候へば深く耕し、易め耨ること思うままなり、田地の養に刈敷、草木の葉を刈て田に散す……必ずみのりよく罷成候」と言う識者の見界もさることながら、今、江戸貞享期の田畑租法によると、

上上田 三石二斗の粃に対する租は、八斗
 中田 三石 七・五斗
 下々田 一石八斗 四・五斗
 上々畑 二石四斗 六斗
 中畑 一石八斗 四・五斗
 下々畑 一石 二・五斗

と見え、負担少ない田地の永代売と、負担多い田地の手元保存と言う矛盾する結果を見ることができるとはあるまいか。

もちろん、全体的数字の上から、当地方の田地が概して下品であることは察せられるにしても、沖積部の水利の良好的田地の収穫は普通であったであろう。²⁴⁾

さて、以上、橋本屋重光氏が買得、又は金銭貸与の引当として田地を集積する過程で支出した金銭はいかほどであったであろうか。表工史料の集計は、次のごとくである。

第五表

天明 四	永代支	年季	貸	天保 十一	永代支	年季	貸	安政 五	永代支	年季	貸
		六三〇	二五〇		二、六〇〇	一、二〇〇			一八〇		

橋本屋の一般農民への金銭貸付に伴なう利足が、いかほどであったかを示す史料は、量的には、極めて少ないが、天明四年三月、「利作」に貸与した二五〇匁に対する利子は、年一割であり、寛政十年六月小左工門の貸金は、四貫目に対して月一步半の利足の二例が見える。

次に、橋本屋に対しての売、借主の動向を概略ながら見ることにする。

天明期から慶応期に及ぶ八十余年間の史料分布の中で、ほぼ同時期に同一人が、橋本屋に対して、田地の売渡し、又は金銭の借用を行なっている例を見ることが出来る。

寛政三年に下々畑三畝九歩を六〇〇目で永代に売渡しした「惣平」なる者は、天保九年、下々田二筆計六畝五歩を四〇〇目で永代売をなし、

天保十一年三月上畑一畝二八歩、新田一反四畝二歩を二貫四二五匁で永代売した「金平」は、数年後の弘化三年に、下々畑二畝一八歩を代価二二三匁で永代に売渡しした。

更に彼は、数年後の嘉永五年三月、下々畑一五歩・林一反一畝を橋本屋に永代売しており、三年後の安政二年は、比較的良田たる中田二筆一反・二三歩を三〇〇匁で永代売した。

こうした例は、他に数例上げる事ができるが、このように何年かに亘って所持地を売渡すことの他に、田地の何筆かを一時に永代売、又は金銭借用の引当てとして例を見ることが出来る。

弘化三年の「善助」の三筆年季売の例、嘉永六年三月の「春吉」の四筆計一反五畝二四歩の無年季の例、安政七年三月の「三代助」、二筆計一反弱の年季例、元治元年の光右エ門畑地筆六畝余の年季の例、などの外、先に見た「金平」の永代売の例など比較的多くの例を見ることが出来る。

このような複数筆合せての売渡し、又は、何回かに亘って売渡しされて行く田地相互の位置的關係はどうであったか。

証文には、田地の所在地名を明記するものと、しないものがあるが、この關係は明らかではないが、隣接的關係にあるものが、多例を占めたかも知れない。

商業活動によって、資本を蓄えた橋本屋の志向するところは、田地の集積であろうし、その集積される田地は、囲い込み的に一括された地域に集中するに越したことはない。

したがって、橋本屋が、積極的に土地の集積を志向するならば、当然、金銭借用人の抵当地は、橋本屋側からの条件付加的に指定される可能性もある。

嘉永七年三月、孫右衛門は、中の迫田の上の中山八五番地を、芳右衛門は同所八四番地を、更に仲右衛門は、八三番地の中山を伝蔵に売渡している。

隣接地を一括して、「囲い込み」的に買得することは、水利権の問題や、車馬の出入の面からも好都合であることは否めない。

田地の買得者が、買得田地を、自己の力で、全て自作する訳ではなく、そのほとんどを小作形態で耕作するのであるから、もちろん田地の隣接は、必ずしも絶対不可欠条件ではない。

橋本屋に売渡され、又は抵当地となる田畑に、山林や、原野、時には、砂原等が、添地として添渡される例が多く見られるが、これらの事例は、田畑が孤立的に耕作され、所有されているものではないことを証する史料とも考えられ、先の問題に何んらかの回答を与える史料ともなるう。

以上見て来たごとく、様々の形態をとりながら橋本屋に集積された田畑は、いかなる耕作形態のもとに管理されていたのであろうか。

一般に富有地主のもとに集積された田地が小作形態をとる場合、大別して「直小作」と「別小作」とに分けられる。

橋本屋の場合、数值的に、この二者のうちいづれが多例を占めたかについては、具体的に示す史料は少ない。

嘉永五年三月、喜三兵衛から伝蔵へ、年季売られた「屋敷塚の外」など八畝の田について、この証文の但し書きの中に

「万一人江御作らせ之節、井手水道是迄之通申分無之事」

と見え、売渡地が、売渡し主の耕作、すなわち、「直小作」された例も見え、「万一人江」の強調は、この小作形態が多かったことを暗示しているとも言える。

嘉永七年四月、文兵衛は「御手あらい」畑一枚を橋本屋に永代売渡したが、証文中

——上略——永代ニ当寅三月乃御渡し申上候処相違御座候、右之畑加長ニ而私シ当年乃作申度段

——下略

などの史料も見える。

また安政六年三月八日の喜三兵衛約定書によると、「加長米（小作米）未納に付き、当畑を余人（他人）に作らしても異義ないが、今後、念を入れて未納なき様心懸けるので、よろしく」とのわび状を橋本屋に出している。

さて橋本屋の自己資本による田地の直接開発はいかがであったか。

当代の新田開発を物語る史料は、ほとんど見当らない。

天保五年九月の伝蔵の役所への「奉願上口上之覚」によると、

当浦入口之場所開發御支茂不被成御座候ハハ私江乍恐御免被成下候儀者相叶申問敷哉格別之御思召ヲ以為御任被成下候ハハ速々開發仕度奉
存候——下略——

と見え、状中に「小船云」と見え、更に天保十二年七月の状に「向田港築港」に関する史料が見えるので、当史料が、新田開発に直接係るものであるかは疑問としても、橋本屋の開發意欲を知る好史料となろう。

橋本屋重光氏は、昭和の「農地解放」によって、東西国東中最高の田地を解放したと言われるが、この実態については、稿を改めて究明したいと考えている。

また同氏の在郷商人としての性格規定も急を要する。この規定なくして幕末期寄生地主の動向を論ずることは不可能であろう。従って、ここでは、収集史料の極めて概括的分析と、国東地区農村の特異性の一端をのぞいて見た訳である。

今回のこの小稿に続いて、更に史料の数字的分析を行なうことによって、江戸中、末期辺地農村の農民動向、在郷商人の性格を究めることが可能になるであろう。

註①渡辺澄夫「二豊庄園史の研究」『大分県地方史』の中で、国東半島内所在の庄園に関する若干の論考がある。

②実際に半島内の谷数は大小問わず上げると二十八以上に及ぶが、旧六郷満山の本寺数に因んで「二十八谷」の名称を生じたものらしい。

③放射状道路と周行する環状道路との交差点、集落主邑部との関係は、放射状道路の開設が史的に古い為、完全「丁字形」ではない。

④『豊後国図面帳考証』『図田帳』では諸本により田数に若干の差異が見られる。

⑤『大分県史料』(+)収岐部文書、富来文書等。

⑥『杵築藩法令』（仮称）国東町次郎丸在住、清原氏より提供された当法令書は表紙を欠いていて、正式の表題を知り得ない。

⑦『大日本近世史料』収「小倉藩人畜帳四」

⑧⑦に同じ。

⑨重光氏所蔵史料、表紙を欠く

⑩『杵築藩町役所日記』

①天保二年四月、幕府は「触」で百姓、町人が身分不相応大造の葬儀、壮大石碑禁止の令を発しているが、当采則の石碑は、極めて古式壮大であり、死亡直後のものと考えられる。

⑫拙稿「近世中末期の辺地農村における土地移動・集積史料の紹介」『歴史教育第十八巻第一号』参照

⑬『御触書寛保集成』一三〇九号

⑭『徳川禁令考』後集第二

⑮⑭に同じ

⑯『別府大学文学部史学科所蔵文書編年目録』第一集五三号文書

⑰右に同じ、一〇四号文書

⑱右に同じ、八〇号文書

⑲『地方凡倒録』上巻第九〇号

⑳中間的に集計した資料を紹介したものに註⑫がある。

㉑⑫に同じ

㉒右に同じ

㉓「廬東山上書」『仙台叢書』第二屋収

㉔『追遠拾遺』土居寛申氏写本

㉕『所蔵史料編年目録』嘉永五年三月年季状

当代の新田開発を物語る史料は、ほとんど見当らない。

天保五年九月の伝蔵の役所への「奉願上口上之覚」によると、

当浦入口之場所開発御支茂不被成御座候ハハ私江乍恐御免被成下候儀者相叶申間敷哉格別之御思召ヲ以為御任被成下候ハハ速々開発仕度奉
存候——下略——

と見え、状中に「小船云」と見え、更に天保十二年七月の状に「向田港築港」に関する史料が見えるので、当史料が、新田開発に直接係るものであるかは疑問としても、橋本屋の開発意欲を知る好史料となろう。

橋本屋重光氏は、昭和の「農地解放」によって、東西国東中最高の田地を解放したと言われるが、この実態については、稿を改めて究明したいと考えている。

また同氏の在郷商人としての性格規定も急を要する。この規定なくして幕末期寄生地主の動向を論ずることは不可能であろう。従って、ここでは、収集史料の極めて概括的分析と、国東地区農村の特異性の一端をのぞいて見た訳である。

今回のこの小稿に続いて、更に史料の数字的分析を行なうことによって、江戸中、末期辺地農村の農民動向、在郷商人の性格を究めることが可能になるであろう。

註①渡辺澄夫「二豊庄園史の研究」『大分県地方史』の中で、国東半島内所在の庄園に関する若干の論考がある。

②実際に半島内の谷数は大小問わず上げると二十八以上に及ぶが、旧六郷満山の本寺数に因んで「二十八谷」の名称を生じたものらしい。

③放射状道路と周行する環状道路との交叉点、集落主邑部との関係は、放射状道路の開設が史的に古い為、完全「丁字形」ではない。

④『豊後国図面帳考証』「図田帳」では諸本により田数に若干の差異が見られる。

⑤『大分県史料』(+)収岐部文書、富来文書等。

⑥『杵築藩法令』（仮称）国東町次郎丸在住、清原氏より提供された当法令書は表紙を欠いていて、正式の表題を知り得ない。

⑦『大日本近世史料』収「小倉藩人畜帳四」

⑧⑦に同じ。

⑨重光氏所蔵史料、表紙を欠く

⑩『杵築藩町役所日記』

① 天保二年四月、幕府は「触」で百姓、町人が身分不相応大造の葬儀、壮大石碑禁止の令を発しているが、当米則の石碑は、極めて古式壮大であり、死亡直後のものと考えられる。

② 拙稿「近世中末期の辺地農村における土地移動・集積史料の紹介」『歴史教育第十八巻第一号』参照

③ 『御触書寛保集成』一三〇九号

④ 『徳川禁令考』後集第二

⑤ ④に同じ

⑥ 『別府大学文学部史学科所蔵文書編年目録』第一集五三号文書

⑦ 右に同じ、一〇四号文書

⑧ 右に同じ、八〇号文書

⑨ 『地方凡倒録』上巻第九〇号

⑩ 中間的に集計した資料を紹介したものに註⑫がある。

⑪ ⑫に同じ

⑫ 右に同じ

⑬ 「廬東山上書」『仙台叢書』第二屋収

⑭ 『追遠拾遺』土居寛申氏写本

⑮ 『所蔵史料編年目録』嘉永五年三月年季状